

# 集団信託における 受益者保護の制度について

新堀 富雄

次

- 1 はじめに
- 2 集団信託の観念
  - (1) 集団信託の意義
  - (2) 集団信託と合同運用
- 3 集団信託における受益権の特色
- 4 受益者保護制度の必要性
- 5 受益者保護の具体的な制度
  - (1) 受益権の団体的行使
  - (2) 第三者による監督
  - (3) 主務官庁による監督
  - (4) 受益者自身による監督
- 6 受益者保護制度の考察を終えて
- 7 団体性のある信託の観念
- 8 おわりに

## 1. はじめに

一般に、集団信託と言われていす貸付信託、合同運用金銭信託および証券投資信託の信託財産残高は、昭和57年3月末現在で、およそ34兆円、年金信託まで加えますと40兆円となり、信託銀行の受託しています信託財産に占める割合は91%に達しております。また、取引世帯も500万世帯を上回るものと推定され、信託銀行の最も主要な信託業務とすることができます。

しかし、個別信託を前提とする信託法の諸規定が集団信託にどのように適用されるのか、集団信託の法的解明は、未だ不十分の状況にあるように見受けられます。ただし、集団信託をめぐる法的諸問題の解明と言っても、信託銀行の一実務家にすぎない私が取組むには、あまりにも大きな課題であります。

したがって、この報告では、実務に携わる者の立場から、集団信託における受益権の実態、特に信託財産の管理・運用を監督する受益者の権能が弱体化している現状を考察するとともに、このような受益権の実態に対する受益者保護の望ましい姿を探ろうと思います。

## 2. 集団信託の観念

本論の最初に、集団信託とは何かという点について説明いたします。

### (1) 集団信託の意義

集団信託とは、最近の営業信託の発展形態を見て、有力説により提唱された用語<sup>(1)</sup>です。

末尾に添付しておきました「集団信託の契約一覧」(資料1)に、集団信託の実例として、貸付信託・合同運用金銭信託・証券投資信託を挙げておきました。

その実例に則して、集団信託を定義してみますと、「委託者ないし受益者は多数の一般大衆、信託目的は『利殖を図る』こと、信託財産は金銭であり、その金銭は合同運用され、運用収益は信託元本に応じて比例配分されるもの」と言うことができます。

以上のような集団信託に対し、個々の委託者から引受けた特定の信託財産を、受託者が個別に管理する場合を、個別信託<sup>(2)</sup>と言います。

資料1の中で挙げた集団信託の実例のうち、貸付信託および合同運用金銭信託が、集団信託の典型的なものです。

証券投資信託は、一般大衆から資金を集める方法として、当該信託の「受益権を分割して不特定かつ多数の者に取得させる」点で、集団信託の性格をもつ

### 集団信託における受益者保護の制度について

ていますので、集団信託の実例の中に挙げておきましたが、証券投資委託会社が委託者となって、資金運用を受託会社に指図しますので、その点では個別信託の性格をも備えています。

信託法および信託業法の立法動機ないし目的としては、「不健全な弱小信託会社の取締り」、「一般信託法の制定に対する司法省の願望」、「信託会社の財産保全・管理機関としての位置づけ」等があったと言われている<sup>(3)</sup>。

また、この当時には、まだ今のような集団信託が本格的に取扱われていませんでした。

したがって、信託法や信託業法の諸規定は、個別信託を前提としていますが<sup>(4)</sup>、わが国の営業信託は、次のような経済上の理由により、集団信託を中心として発展してきました。

まず、委託者側からみますと、わが国では欧米に比べ、個人の資産の蓄積が未だ不十分であり、資産の保有形態も金銭が主体でありました。こうした状況下では、営業信託において、委託者ごとに分別管理する個別信託は、あまり期待できません<sup>(5)</sup>。

そこで、一般大衆から資金を集めて、巨額の資金としたうえで、これを合同運用することにより、効率的な運用と危険の分散を図り、信託財産の安全有利な運用が可能となる集団信託が考案され、広く一般大衆に普及することとなったわけです。

次に、信託財産の運用の面からみますと、わが国では、事業会社による資金調達手段は銀行借入等間接金融手段が中心であったため、信託においても、貸付運用を中心に運用が行われました。

このため、集団信託の中でも、貸付信託および合同運用金銭信託のような、貸出を中心として資金運用する長期金融機能をもった特有の信託制度が発達しました。

因みに、信託の母国であるイギリス・アメリカにおいても、証券投資業務としての証券投資信託はありますが、銀行の信託部自身による長期金融機能をもつ集団信託は見当りません。

アメリカにおいて、大部分の州で認められています Common Trust Fund<sup>(6)</sup>等は、合同運用金銭信託の一種であります。これも Pool 型運用のみ認められています。特に、銀行の信託部が、投資目的のための投資管理勘定によって集めた資金を、Common Trust Fund を使って合同運用する場合は、証券投資信託類似行為となりますので、1971年、アメリカの最高裁判所は、その取扱い<sup>(7)</sup>を禁止する判決を下しました。

さらに、集団信託が発達した理由を挙げるならば、金融秩序の維持、すなわち日本経済の復興を意図した体系金利政策<sup>(8)</sup>を指摘することができます。

戦後の一時期、個別信託である特定金銭信託・単独運用指定金銭信託が活況を呈しましたが<sup>(9)</sup>、その後、配当率を始めとするいくつかの受託規制<sup>(10)</sup>が加えられ、貯蓄商品としての信託は、集団信託が預金と同様の金利政策が適用されながら、育成されました。

- (1) 四宮和夫「信託法」14頁。
- (2) したがって、たとえ受益者が不特定多数であっても、公益信託のように、公益目的のために、特定の信託財産を個別に管理する場合は、個別信託に属する。
- (3) 山田昭「信託立法の過程」信託法研究5号7頁以下。同「信託立法の過程の研究」に詳しい。
- (4) 大阪谷公雄「商事（集団）信託の法解釈について」信託復刊51号12頁。同「集団（商事）信託と信託法の修正」商事法務研究250号2頁。
- (5) 信託協会編集「信託実務講座(2)」（金銭の信託(上)）35頁以下。
- (6) 日本生産性本部「アメリカの信託業務」第2次信託視察団報告書171頁以下。信託協会編集「信託実務講座(2)」12頁以下。
- (7) 信託協会「信託協会レポート」62号（昭和54年10月31日付）。
- (8) 日本銀行調査局「わが国の金融制度」（昭和44年3月改訂版）110頁以下。財政金融法規解説全集「金融編Ⅰ」（臨時金利調整法）211—213頁，230頁。

ただし、実績配当主義の主旨、信託銀行の自主性を尊重する意味で、現在では、臨時金利調整法に基づく大蔵大臣告示の対象からは、指定金銭信託は除外されている。

- (9) 「三菱信託銀行四十年史」219頁以下。
- (10) 信託協会編集「信託実務講座(2)」(金銭の信託(上)) 283頁。

## (2) 集団信託と合同運用

以上のように、日本特有の制度として、一般大衆の信託利用を身近なものとした集団信託を、信託法の上で可能としたのは、信託法28条但書にある「金銭の信託における分別管理義務の例外」<sup>(11)</sup> であると言われてしています。

すなわち、信託法28条では、「信託財産ハ 固有財産及他ノ 信託財産ト 分別シテ之ヲ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産タル金銭ニ付テハ各別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル」とされています。

ただ、ここでいう「管理」とは、民法上の管理と同じものと解しますと、保存・利用・改良をなす行為に限られ、合同運用を基本とする集団信託の成立は妨げられることとなります。

営業信託の実務では、信託法28条の「管理」という言葉を、もっと積極的に、貸付および投資などを目的とする運用を含めて解して<sup>(12)</sup> おります。

このような合同運用金銭信託は、金銭信託の信託性を破壊するものとして、これを否定する説が一時期ありました。

しかし、現在、学説においても、金銭は抽象的価値を体現したもので、分別が困難であり、また運用されるのを常とするとの理由で、合同運用を認めて<sup>(13)</sup> おります。

(11) 四宮和夫「信託法」98頁。なお、補遺10頁参照。

(12) 松本崇「信託法」181頁。大阪谷公雄「商事(集団)信託の法解釈について」信託復刊51号51頁。二見員義「金銭信託における単独運用の限界」信託復刊55号24頁。

立法者の意思としても、運用を含めて観念していたと考えられる。信託業法9条・10条・11条、信託業法施行細則7条1項10号、「有価証券ノ 信託 財産表示及信託財産ニ属スル金銭ノ管理ニ関スル件」を参照。

税法の立場からであるが、所得税法2条1項11号。

- (13) 三淵忠彦「信託法通釈」144頁。青木徹二「信託法論」241頁。四宮和夫「信託法」98頁。田中實「信託法講義」信託113号97頁。

### 3. 集団信託における受益権の特色

次に、このような集団信託の受益権が、いかなる法律上あるいは経済上の特色をもっているかという点を説明いたします。

集団信託においては、信託銀行が受託した信託財産は合同運用されるため、各信託財産は個別性を喪失し、また、一般大衆である多数の受益者と受託者との信頼関係も稀薄となるので、受益権には、いくつかの法律上の特色が見られます。<sup>(14)</sup>

①まず第一に、受益権の持分化の傾向が挙げられます。

信託された財産は、合同運用される結果、信託財産としての個別性は、合同運用団単位に存在し、もはや受益者ごとに、個別・具体的に識別することはできなくなっています。

したがって、受益者は合同運用団に対するかなり小さな一定の比率の持分と化していると言えます。<sup>(15)</sup>

たとえば、ある貸付信託の一運用団の例ですが、およそ50万人の受益者が存在し、信託財産は約7,900億円であります。したがって、平均的には、1人の受益者は、7,900億円の信託財産に対する50万分の1の持分ということになります。

②次に、以前には、合同運用金銭信託が信託預金と呼ばれていたように、受益権の預金債権化の傾向が挙げられます。

もちろん、預金契約は民法666条に基づく消費寄託であり、信託とは全く異なる法的制度ですが、<sup>(16)</sup> 集団信託の受益権には、預金債権と同じ経済的効果を与える法律上の仕組がいくつか用意されています。

まず、集団信託においては、証券投資信託を除いて、信託業法9条に基づき、元本補填契約が締結され、実績配当主義が一部修正されています。<sup>(17)</sup>

## 集団信託における受益者保護の制度について

したがって、元本に欠損が生じた場合には、信託銀行は固有財産をもって補填する保証債務を負うこととなります。

また、元本支払いを担保するために、貸付信託には特別留保金制度、合同運用金銭信託には債権償却準備金制度が設けられているとともに、貸付信託および合同運用金銭信託は、預金保険法における預金保険の対象とされています。

さらに、信託財産より生じる所得に関する税法上の取扱いにおいても、信託税制の例外として、集団信託の受益者の収益に対しては、利子配当所得の税制が適用されます。

この点をもう少し詳しく説明しますと、信託財産より生じる所得につきましては、所得税法12条および13条により、実質所得者課税の原則に基づく受益者課税が基本となっています。

これに対し、集団信託の場合は、受益者ごとに個々に課税することが不可能であるため、所得税法13条但書により、信託財産より生じる所得は、一応形式上、受託者に帰属するものとして取扱われています。

そして、法人税法12条2項の規定等の特則により、信託財産より生じる所得は、信託銀行には課税されず、受益者に運用収益を支払う時に至って、所得税法23条・24条に基づき、預金と同様に利子配当所得として課税されるわけです。

③最後に、受益権の証券化ということが挙げられます。

貸付信託法・証券投資信託法に見られるように、集団信託では、受益権に流通性が付与され、個性を喪失し、証券化する傾向があります。

以上の集団信託における受益権の特徴に鑑み、集団信託の受益権に限り、債権説を採っても差支えないのではあるまいかとの考え方が出てきております。<sup>(18)</sup>

信託財産実質的法主体説と呼ばれています立場からは、アメリカの Constructive Trust 等の考え方を引用して、受益権に多少とも物権的な追及効を認めないならば、信託ということの意味がなくなってしまうと主張されておりますが、ただ、その説を採られる立場でも、集団信託における「受益者が受託者ないし信託財産から疏隔している<sup>(20)</sup>」という事実は、認めているのであります。

したがって、こうした集団信託における受益権の特色によって、信託財産の

管理・運用に対する受益者の監督的権能が弱められていることは、否定できないことであると考えます。

証券投資信託の場合ですが、受益者自身、自ら監督する権能を行使するという興味も能力も失なっているとの指摘がありますが、同じ事情を指しているものと思われま

す。金融政策上、集団信託が長期貯蓄商品として位置づけられていたこともあって、受益者は、元本補填契約、最高水準の収益配当率の確保など、受益権の元本ないし収益の分配にあずかる権利にのみ興味をもっていると言えま

しょう。このような集団信託における受益権の実態に則して、受益権に対し債権に準じる取扱いを認めた判例も出ております。

昭和56年1月29日の東京地裁の判決では、貸付信託担保貸付の場合、担保である貸付信託の買取代金を返済金に充当する際、受益者の本人確認義務につき、預金担保貸付の場合と同様に、民法478条の債権の準占有者に対する支払いに

(14) 以下の報告は、四宮和夫「信託法」14頁以下に負うところが大きい。

(15) 田中實「信託法講義(5)」信託111号65頁。

(16) 金銭信託と定期預金との相異については、王金海「金銭信託」227頁以下に詳しい。

(17) 信託業法9条に基づく利益補足契約の締結例としては、昭和49年から50年にかけて受託された割増金付合同運用金銭信託がある。

(18) 田中實「信託法講義(2)」信託108号115頁。

(19) 座談会「信託法制の諸問題と信託の普及について」(四宮和夫発言)信託105号14頁。

(20) 四宮和夫「信託法」15頁。

(21) 大阪谷公雄「投資信託受益証券の法律上の性質」民商法雑誌15巻6号21頁。同「信託受益証券の譲渡及び善意取得」信託復刊12号5頁。

(22) 金融法務事情982号37頁以下。

#### 4. 受益者保護制度の必要性

以上見てきましたとおり，集団信託における受益権は，法的にも経済的にも，単なる元本・収益配当請求権にとどまる傾向が強まっています。

信託法や信託業法は，個別信託を前提としておりますが，集団信託における受益者の合同運用団に対する持分比率が，およそ50万分の1にまで細分化されてきた現在，集団信託特有の受益者保護制度を別途確立する必要があるのではないかと考えます。

また，このように細分化された受益権の個別行使には，現行法制の下では，技術的な問題もあります。たとえば，信託法27条の損失填補または信託財産復旧請求権等について見ますと，①受益者は，自己の有する受益権に対応する部分のみ主張できるか，運用団全体について主張できるか，②訴訟の結果は，全受益者にいかなる影響を及ぼすか等の問題点があります。

さらに，受益権の個別行使に代わるべき，受益者保護制度は，受託者が集団信託における合理的かつ効率的な管理・運用をしていくためにも，不可欠なことがあります。この点について，受託者の側から見ますときは，次のような留意事項があると考えます。

①たとえば，第一に，集団信託の多数の受益者が，個別に受益権を行使してきたならば，その適否について紛糾をきたし，受託者はその対応に忙殺され，信託事務の執行を阻害する結果となってしまう<sup>(23)</sup>。

さらにいえば，受益権の乱用等，それを種とする会社荒しに武器を提供して，大部分の一般の受益者の利益を害してしまうことになりかねません。

②第二に，信託約款の変更，信託最終計算および受託者の辞任等に対して，信託法に定める承認手続を個別に求めていたら，大量の信託財産の合理的な管理・運用は難しくなります。

③第三に，集団信託の合同運用の中味は，資金運用のノウハウそのものです。したがって，信託銀行の経営の根幹に係わるものであり，資金運用先との関係

では、金融取引の守秘義務の対象となる部分を含んでおります。

したがって、受益権行使の前提ともいえるべき、信託法39条・40条に定める書類閲覧・説明請求権が不当に行使されますと、信託銀行の円滑かつ適切な管理・運用に大きな支障を生じることともなりましよう。<sup>(24)</sup>

以上のような理由ないし留意点を十分に考慮したうえで、受益者にとっても、受託者にとっても、受益権の個別行使に代わるべき、集団信託特有の受益者保護制度が必要であると思われる。

(23) かつて、受益権の有価証券化の議論の中で、受益権行使をめぐる、受益者の不確定ないし不明確な状態は、信託事務の執行の安全性を害することを理由に、その証券化を否定する意見もあった。

大阪谷公雄「信託受益権の有価証券化」信託協会会報12巻6号20頁以下。

(24) 小林慶吉「貸付信託・こんなとき、どうする(その1)」信託復刊70号11頁以下。

昭和21年10月25日大審院民事部判決。

判旨としては、書類閲覧・説明請求権行使について、権利の乱用として退けているが、特殊な事情があった模様である。

## 5. 受益者保護の具体的な制度

そこで、次に、受益者保護の具体的な制度は、どのようなものであるべきかを、考えてみようと思います。

### (1) 受益権の団体的行使

通常、まず受益権者集会ないし受益者代表といった制度の創設が思い浮べられますが、受益者自身の無関心ということがある限り、これらの制度が十分機能することは期待できません。<sup>(25)</sup>

かつて、証券投資信託の法制の整備が議論された際、受益権者集会の設置ということが検討されたようですが、実際問題として、技術的にも不可能である

## 集団信託における受益者保護の制度について

<sup>(26)</sup>  
うとされています。

また、アメリカの信託形式の証券投資信託において、1940年投資会社法において、受託者の任免について、受益権者集会の開催が義務づけられましたが、これが信託形式の証券投資信託の漸減の原因になるであろうと<sup>(27)</sup>言われています。

このように、受益者による受益権の団体的行使が期待できないとしたら、他の受益者保護制度を考えなければなりません。

(25) 会社における株主総会、社債権者集会および相互会社形態の生命保険会社の社員総代会など、長い歴史をもった団体的権利行使制度も、十分な実効を挙げているとは言い切れない。

針木竹雄・竹内昭夫「会社法」162頁以下。石井照久「社債法」141頁以下。鴻常夫「社債法」167頁注(=)。山中宏「生命保険読本」141頁。

(26) (社)証券投資信託協会「証券投資信託法制研究会(幹事会)報告書」昭和39年6月、23頁。

(27) (財)日本生産性本部「アメリカの投資信託」63頁。

### (2) 第三者による監督

その際、参考となりますのは、「株式会社<sup>(28)</sup>の所有と経営の分離」という、「集団信託における受益権の元本収益配当の請求権化」と同質的な経済現象を解決するための、株主<sup>(29)</sup>保護の制度です。

御承知のように、昭和25年の商法改正で、株主の地位を強化しましたが、十分な効果を挙げることはできませんでした。

そこで、昭和49年の商法改正で、監査役の権限を拡大し、その地位を強化するとともに、昭和49年の商法特例法で、特例法上の大会社について、会計の職業人である公認会計士または監査法人によって、会計監査を行わせることとしました。

さらに、昭和56年の商法および商法特例法の改正により、監査役の独立性と地位の強化ならびに大会社の会計監査人の地位の強化、権限の明確化が図られました。

このように、専門的知識をもつ第三者の監督による解決の方向は、集団信託の受益者保護を考える上で、大きな示唆を与えるものと思われます。

①そこで、まず、現行信託法を前提とするならば、信託法8条の信託管理人制度を活用して、受益権を統一行使することが考えられます。

信託管理人の活用については、戦前から、主張されていたことがあります。すなわち、「財産の整理のための信託」において、多数債権者が個々別々に受益権を行使することは、不便でもあり不統一になり易いから、信託管理人の制度を応用する必要があると説かれた<sup>(30)</sup>こともあります。

また、受益権の証券化を可能ならしめる前提として、信託管理人による受益権の統一的行使が提唱された<sup>(31)</sup>こともありました。

しかし、信託管理人制度は、現行条文からいっても、立法当時における政府の信託法案説明書をみても、出生していない子供・倶楽部員・公益信託を想定しているにすぎず、多数の一般大衆を受益者とする集団信託を予定した<sup>(32)</sup>ものではありません。

その結果、集団信託は、信託法8条でいう受益者不特定の場合に当たるかどうか、あるいは、仮に信託管理人をおくとして、信託管理人の権利と、個々の受益者の権利との競合という法律問題が残ることとなります。<sup>(33)</sup>

また、信託管理人の選任方法あるいはその適格能力等実際上の種々の問題があります。

いずれにしろ、現行法制における信託管理人制度により、単純に解決できる問題とは思われません。

なお、民法上の代理制度を活用することも考えられますが、多数の受益者がいる集団信託の場合は、實際上無理があると思います。

②次に、現在、信託銀行の信託業務に対する監督を行っている制度を考察して、第三者の監督による受益者保護制度の手掛りにしようと思います。

まず、前述した商法上の監査役制度がありますが、その制度は、取締役の職務執行に対し、株主自身の監督だけでは不十分であるので、創設されたものであり、社外の受益者保護を目的とした制度に援用することはできません。

## 集団信託における受益者保護の制度について

最近の有力説では、集団信託の場合においては、「受益者の監督的役割は、<sup>(34)</sup>国家が代わって営むべきものと思われ、そのような立法的措置が望まれる」と提唱されております。

この考え方は、現行の主務官庁の行政監督能力を積極的に活用していこうとするものであり、金融業務に対する主務官庁による監督が、個人取引者保護を目的として行われてきたという現状にも合致するものと思われま

そこで、集団信託に対する主務官庁による監督の現状を考察してみようと思

- (28) 大隅健一郎「株式会社法変遷論」146頁以下。
- (29) 針木竹雄・竹内昭夫「会社法」162頁。
- (30) 遊佐慶夫「多数債権者満足の為めにする信託」昭和2年信託研究第1集9号。
- (31) 大阪谷公雄「投資信託受益証券の法律上の性質」民商法雑誌15巻6号21頁。
- (32) 信託会社協会「信託法規ノ成立」政府ノ信託法案説明書828頁以下。
- (33) 遊佐慶夫「信託法改正論Ⅱ」1938年、93頁以下。
- (34) 四宮和夫「信託法」15頁。

### (3) 主務官庁による監督

現在の信託銀行の信託業務免許の根拠となっている「普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律」、いわゆる兼営法では、信託業法における主務大臣の監督規定が準用されてお

しかし、信託銀行は、銀行法による銀行として、銀行法の監督を受けること

この点に関連しまして、信託銀行は、信託会社が銀行に転換した上で、信託業務を兼営するに至った歴史的経緯からいって、信託業務の監督規定を含む信託銀行の根拠法令を整備する必要があるとの指摘<sup>(35)</sup>があります。

この指摘自身はもっともであると考えますが、一応、信託銀行に対する銀行法による監督を前提として、集団信託における主務官庁の監督が、受益者保護

の制度として機能しうるものかどうか、見ていくこととしましょう。

銀行法12条では、兼営法に基づく信託業務を、「担保附社債信託法その他の法律により営む業務」として、兼営法に基づく信託業務を、本業や付随業務以外の、他の法律が特別に認める業務として位置づけており、これは、信託業務も銀行法上の業務として、銀行法の監督規定が信託業務にも及ぶことを明文化<sup>(36)</sup>しているものであります。

銀行法と兼営法による信託銀行に対する監督と信託業法による信託会社に対する監督とを対比してみましたのが資料2です。

その資料に記載されておりますように、信託業法による監督規定が準用されなかったとはいえ、その代わりに、信託業務についても銀行法による監督が行われることになっているわけです。

具体的な監督の例を挙げて、主務大臣の監督能力を見ていこうと思います。

①第一に、信託銀行の分別管理義務・忠実義務については、「信託業務の運営について」と題する昭和28年6月1日付蔵銀通達において、具体的準則が定められています。

②第二に、貸付信託および合同運用金銭信託の信託財産の運用状況および信託報酬の徴求状況等は、銀行法19条および兼営法施行規則11条に基づき、定期的に報告しています。

また、銀行法24条に基づき、大蔵大臣の要求がある都度、信託財産の運用等に関する報告または資料を提出しています。

③第三に、以上のような信託業務に対する報告または資料の提出だけでなく、銀行法25条による立入検査も行われます。

④第四に、貸付信託および証券投資信託の約款に対しては、貸付信託法3条ないし証券投資信託法12条において、大蔵大臣の承認が必要なことが法定されています。

⑤以上の監督の結果、集団信託を始めとする信託財産の管理について、不適切な点が認められれば、銀行法26条に基づき、大蔵大臣は、受益者を保護し、受託者責任を履行させるため、必要な措置を命ずることができることになって

おります。

以上のほか、貸付信託および証券投資信託は、各々貸付信託法および証券投資信託法により、資料3にまとめておきましたとおり、監督が加えられることになっております。

特に、証券投資信託は、委託会社が信託財産の運用に係る指図を行い、一般大衆に募集するのも委託会社が行っており、あたかも支配受託者に準じる地位<sup>(37)</sup>におりますので、委託会社に対する厳しい監督を規定しております。

このように、大蔵大臣の監督内容は、具体的かつ、詳細なものでありますので、その監督能力は十分であり、その監督に私法上の効果を与え、受益者の監督的役割を代行させることは、受益者保護の制度として、有効に機能するものと考えます。

ただ、直ちに大蔵大臣に受益者の監督的役割を一任する考え方はできません。

大蔵大臣の判断は、金融行政の一環、行政取締法規に基づくものであり、受益者個人の利害判断とは必ずしも一致しないからです。

大蔵大臣の監督能力を活用し、私法上の効力を与えることは、受益者保護制度の一つとして、是非とも必要と考えますが、それと同時に受益者個人の利害判断に基づく、受益権を個別行使できる制度を用意しておく必要があります。

(35) 河合慎一郎「実務家から見た信託業関係法令の問題点」信託法研究第4号55頁以下。

(36) 銀行法は50年ぶりに全面改正され、57年4月1日から施行されるとともに、兼営法も銀行法との調整を図るため、若干改正された。

兼営法施行規則も、信託業務の実態に則して見直しが行われ、信託業法施行細則の準用条文もなくなった。したがって、実質的には、信託銀行法施行規則とも言うべきものができたと言えよう。

(37) 四宮和夫「信託法」97頁，補遺10頁。

#### (4) 受益者自身による監督

それでは、受益者自身による監督制度を説明します。

受益者自身の受益権の監督的権能の行使には、集団信託における受益権の特殊性により、技術的な工夫が必要であります。

その工夫は、現行法制においても、ある程度施されています。公告制度および公告に基づく異議権の行使制度がそれであります。

まず、公告制度の現状を考察してみますと、その目的により、公告制度を一応次の二つのタイプに分けることができます。

①その一つは、信託銀行における信託財産の管理状況等のディスクロージャーという意味をもつ公告です。

受益者に受託者の能力を判定させる機会を与えるとともに、受託者に対しても、自己に与えられた権能を乱用しないように、自らを規制することを求めるための制度です。

②もう一つは、本来受益者に個別に承認を求めていた行為に代えて、主務官庁の監督を前提として、公告制度を利用して受益者の承認を求めるものです。

つまり、この制度では、公告制度に受益者の承認という私法上の効果を付与しています。

まず、前者のディスクロージャーとしての公告制度から説明します。

前者に属する公告は、銀行法20条の貸借対照表・損益計算書の公告の際に、一緒に行う信託財産残高表および元本補填契約のついた合同運用金銭信託や貸付信託の財産内訳の表示の公告です。この公告は、受益者にとって、疎遠になっている受託者との信頼関係を回復し、受益者を保護する手段として、有益なものであります。

ただ、このディスクロージャー制度は、法令で内容を強制するものではなく、信託銀行の自主性を尊重し、その創意工夫を促すような仕組とする方が望ましいと考えております。

今年の4月1日から施行された兼営法施行規則においても、改正前省令の11条が削除され、信託財産残高表等の公告は、信託銀行の自主的ディスクロージャーとして、位置づけられました。<sup>(38)</sup>

次に、後者の公告制度は、主務大臣の監督を前提として、受託者から受益者

### 集団信託における受益者保護の制度について

に私法上の承認を求めるとともに、個別の受益者の権利行使を確保する制度として、法令あるいは約款で定めることが不可欠なものであります。

現行法制の中での具体例は、資料4のとおりです。これをみますと、「信託約款の変更の公告」、信託法65条の信託最終計算の受益者の承認を得るための「収益分配の割合の公告」、<sup>(39)</sup>信託法55条の事務引継の受益者の承認を得るための「証券投資信託の業務の引継の公告」、および「証券投資委託会社の営業譲渡の公告」、<sup>(40)</sup>以上の公告制度が用意されていることが解ります。その中で、貸付信託および合同運用金銭信託の信託約款の変更ならびに証券投資委託会社の営業譲渡の場合については、受託者がこれらの事項について、主務大臣の承認ないし認可を受けて、その内容を公告した場合、これに対して受益者が一定期間内に異議権を行使しなければ、受益者はこれを承認したものとみなされ、異議を申し立てた受益者は、受益権の買取請求ができます。

したがって、このような公告例を、諸条件が整備された代表的な公告制度とすることができます。その他の公告の実例の場合は、受益者が異議権を行使するための規定がありません。

しかし、証券投資信託および貸付信託の受益権は、買取ないし解約の手続により、常に流動性が付与されておりますので、不利益とならないかどうかの判断材料が、公告により知る機会が与えられれば、受益者にとって特に不利にはならないと思われまます。

さらに、兼営法にもう一つ、主務大臣の監督と公告制度を平行して活用した実例がありますので、報告しておきます。

兼営法6条には、信託会社ないし銀行の合併の際、金銭信託の受益者に対する各別の催告を免除する規定があります。<sup>(41)</sup>

この立法理由としては、①金銭信託の受益者は多数であり、②信託会社又は信託銀行は、大蔵大臣の監督下にあり、合併については、信託業法14条又は銀行法30条により大蔵大臣の認可をその効力発生要件としているので、この催告手続を省略しても、金銭信託の受益者保護上、支障はないと認められるためとされています。もちろん、受益者は、商法100条1項による合併の公告によ

って、その事実を知り、異議を述べる機会は与えられます。

- (38) 銀行法21条も、銀行の自主的かつ創造的努力を期待する規定を設けている。大蔵省銀行局内金融法研究会編「新銀行法の解説」71頁以下。昭和57年の兼営法施行規則制定前の状況については、龍寶惟男「信託業法施行細則等の改正について」信託105号37頁以下に詳しい。なお、信託財産残高表の様式については、批判がある。西邑愛「信託財産と財産目録」信託復刊59号99頁以下。
- (39) 実際には、合同運用金銭信託を含めて、各受益者あてに通知しているので、個別的にも承認を求めていると言える。貸付信託の最終計算の承認制度については、松本崇「貸付信託における最終計算の承認の必要性について」32頁以下。
- (40) 証券投資委託会社の営業譲渡については、約款で規定されているが、その理由は、商法上、営業譲渡に関する債権者保護のための公告は規定されていないが、委託会社は、実質的に支配受託者の地位を占めているところから、銀行法35条と同様の規定を約款で定めているものと思われる。
- (41) 西内彬「兼営法」19頁以下。針木竹雄・竹内昭夫「会社法」358頁以下。銀行法にも同様の規定がある。銀行法33条、34条1項、35条1項参照。高橋俊英編「金融関係法Ⅱ」43頁。

## 6. 受益者保護制度の考察を終えて

以上、集団信託における受益者保護について、主務官庁による信託銀行に対する監督制度、法令や約款に基づく公告制度および公告に対する受益者の異議権行使の制度を見てきました。

その結果、主務官庁の監督制度は、受益者の監督的役割を代わって果たす能力をもち、公告制度およびそれに対する異議権行使制度は、受益者が受益権の個別行使を行う機会を確保する制度として、有効に機能しうるものと考えます。<sup>(42)</sup>

そして、この両制度は、現状十分に整備されているとは言えないにしても、<sup>(43)</sup>今後、集団信託における受益者保護制度の問題を考える上で、重要な手掛りの

一つを与えるものであると考えます。

このような考え方に対しましては、主務官庁の監督をよほど厳しくしないと、受託者に信託財産の管理・運用を一任したことと同様の結果となる惧れがあるとの批判があろうかと思えます。

しかしながら、集団信託における信託財産は大量であり、その管理・運用には、極めて専門化した判断能力・事務管理能力が要求されます。

したがって、信託銀行の創意工夫が抑制されることのないようにする必要もあるのではないで<sup>(44)</sup>しょうか。

アメリカにおいても、信託業務の発達とその複雑化に伴い、特に受託者による信託財産のビジネス投資に関しては、受託者に課される厳しい義務よりも、むしろ受託者に付与される柔軟な諸権限に解釈の重点が移行しつつあると聞き及<sup>(45)</sup>んでいますが、そうした点は、わが国においても参考になると思われます。

(42) アメリカにおける代表的な合同運用信託である Common Trust Fund に対する監督も、公告および主務官庁による監督制度が活用されている。

連邦規則 9 第18条で、通貨監督官が Common Trust Fund の監督を行うこととなっており、銀行は、Fund を設立する場合、Fund の運営方法を定めた規則書を同監督官に提出するとともに、設立後は、少なくとも年1回以上はその Fund の営業報告書を作成し、提出する。また、銀行は、年1回、独立した会計士のその Fund に対する監査を受けなければならない。

Fund の加入者へは、定期的に計算書を送付するとともに、その Fund の営業報告書の要約したものを、本店所在地の新聞に公告し、加入者から、請求があり次第、営業報告書の写しを交付する。

この結果、加入者による個別の監督規定は、規則上はない。

連邦規則 9 第18条参照、日本生産本部「アメリカの信託業務—第2次信託視察団報告書」451頁以下。

(43) 主務官庁による監督制度および公告制度において、現状整備すべき課題としては、次の点を挙げることができる。

① ディスクロージャーとしての公告制度は、信託財産残高表と元本補填ある

貸付信託・合同運用金銭信託の財産内訳を新聞紙上に公告しているが、その内容で十分か検討する必要があるだろう。

② 収益分配の割合の公告についても、公告内容を検討する必要がある。ただし、事実上、現在は計算書を交付してるので、受益者の監督は十分行われている。

③ 異議権行使の際、買取ないし解約がその実行方法となるが、その価格については、何ら規定はない。

唯一、貸付信託法に「公正な価格」と記載されているが、その内容を確定する明確な基準がない。

④ 主務官庁の監督については、前述したように、信託銀行の信託業務独自の監督規定がない。信託業法7条の国債供託義務の規定等を含めて、整備する必要があるだろう。

(44) 前述したように、貸付信託および合同運用金銭信託には、受益者への元本支払いを担保する、受益者の実質的な保護を図る制度がある。

(45) 海原文雄「アメリカにおける土地信託(2)」信託復刊78号39頁以下。九州大学大学院信託法研究会「統一受託者権限法」信託119号75頁。

## 7. 団体性のある信託の観念

ところで、一般大衆を受益者とする集団信託以外に、多数の受益者を信託関係人とする信託が、資料5のとおり、信託銀行の取扱い商品として存在しています。実務家の間では、「団体性のある信託」と呼ばれることもあります。

いずれも、企業を委託者、信託財産も単独運用を原則とし、独自の社会政策的目的をもち、受益者もその企業の従業員となっていますので、法的には、個別信託といえます。

しかし、受益者は一般大衆ではないとしても、相当多数にのぼり、しかも流動的です。

また、信託財産も、運用効率の向上および投資危険の分散化を図るため、単独運用で引き受けた一部分を、年金投資基金信託、財形投資基金信託という名称の合同運用信託に再運用しています。

集団信託における受益者保護の制度について

適格年金信託などを準集団信託と呼ぶ人もおります。<sup>(46)</sup>

したがって、「団体性のある信託」は、法的性格が個別信託であるとはいえ、この発表のテーマである受益者保護については、本論に述べたところと共通するところも少なくありません。

資料5に記載されていますとおり、信託契約により信託管理人が設置されておりますが、今回の報告では、資料添付にとどめ、これには深く立ち入らないで、他日私の考えているところを発表したいと考えております。

ただ、報告しておきたい事項が、一つだけあります。

それは、信託管理人制度には、受益者自身による受益権行使との競合という問題がありますが、実務上、この問題を解決するために、信託管理人の選任について、受益者の意思確認がとられているという点です。

すなわち、受益者は、信託契約の当事者ではなく、信託関係人にすぎず、信託管理人の選任は委託者等に任せられていますが、資料5のとおり、企業と従業員との間で締結した各規程において、信託管理人の選任条項を盛りこみ、受益者の意思確認をとるようにしています。<sup>(47)</sup><sup>(48)</sup>

(46) 信託協会編集「信託実務講座(2)」(金銭の信託(上)) 38頁。二見 員義「金銭信託における単独運用の限界」信託復刊55号27頁。

(47) 受益者は、利害関係人の一人として、裁判所に信託管理人の選任を請求することができるだけである(信託法8条1項)。

(48) 信託管理人の選任を、受益者と受託者との間の規程で定めていない適格年金信託においても、受益者の意思が確認された形の選任方法を定めるべきであるとの提案が、実務家から行われたことがある。

太田達男「年金信託標準約款の解説」信託復刊53号20頁。

実際の選任に当たっても、会社側代表者とも見られかねない地位にいる人は、避けるようにしていると聞く。

## 8. おわりに

以上で、「集団信託における受益者保護の制度について」の私の研究発表を  
終りたいと思います。

法的問題点の解明というよりも、信託銀行における集団信託の実務に関する  
実態報告と、それに関連する私の率直な意見にとどまってしまったきらいはご  
ざいですが、なお引続き、集団信託の理論と実務の検討を続けてまいりたいと  
存じておりますので、ご容赦いただきたいと思ひます。

経済社会の複雑化・多様化に伴い、「利殖を図る」ための集団信託に対する  
需要は、増加することはあっても、決して減少することはないと思われま<sup>(49)</sup>す。

集団信託をめぐる信託法上の問題点が解明され、その障害が取り除かれるこ  
とにより、わが国の集団信託がさらに健全な発展をすることを祈念して、私の  
研究報告を終らせていただきます。

(49) アメリカの信託業務については、一般大衆を相手としたリテイル化の動きが  
あり、その中で、具体的には、銀行信託部による証券投資信託・Commingled  
Trust Fund の創設運動がある。

信託協会レポート第77号「リーティル・トラスト—消費者市場をめざして」  
(Trust Management Update, 1981年9月—No. 50より)。

## 追 記

本稿は、第7回信託法学会で発表させていただきました原稿を、ほぼそのま  
ま掲載させていただきました。

本来ならば、集団信託の理論と実務について更に十分研究を進め、本稿を補  
充してお届けしなければならぬのでありますが、筆者の怠慢と種々の制約か  
ら、あえて発表時のままの形となりましたことをお許し願ひます。なお、学会  
における本報告後、九州大学の海原文雄先生、公益法人協会の雨宮孝子先生お

集団信託における受益者保護の制度について

よび実務家の諸兄からご質問賜りました点につきましては、できる限り本稿において言及させていただきました。

(三菱信託銀行仙台支店融資相談室融資第2課課長代理)

資料 1

集 団 信 託 の 契 約 一 覧

	貸 付 信 託	合同運用金銭信託	証券投資信託
信 託 目 的	(貸付信託約款例1条) 「委託者は、国民経済の健全な発展に必要な分野に対する資金の供給をなし、あわせて受益者のために利殖を図る目的をもって金銭を信託し、受託者はこれを引受ける。」	(合同運用指定金銭信託約款例1条) 「委託者は、この証書記載の金銭を受益者のために利殖する目的で信託され、当社はこれを引受けました。」	(証券投資信託約款例2条) 「委託者は、受益者のために利殖する目的をもって金〇円を信託し、受託者はこれを引受けるか。」
委 託 者	一般大衆(多数)	一般大衆(多数)	証券投資信託委託会社(単独) 一般大衆(多数)
受 益 者 自益・他益の区分	同 上 自 益	同 上 自益(一部他益)	他益(受益権を分割譲渡)
信託財産の分別管理 (信託法28条)	合同運用	合同運用	単独運用(受益権を分割譲渡)
元本補填・利益補足 契約の締結 (信託業法9条)	元本補填契約	元本補填契約(過去、利益補足契約の実例もある。)	——
受益権の有価証券化	貸付信託法1条 証券取引法2条1項 7号	——	証券投資信託法5条 証券取引法2条1項 7号
信託財産運用の指図 権	受託者	受託者	委託者

信託銀行に対する主務大臣による監督

信 託 銀 行	信 託 会 社
<p>(1) 銀行法</p> <p>(営業の免許)</p> <p>第4条① 銀行業は、大蔵大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。</p> <p>② 大蔵大臣は、銀行業の免許の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>1 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。</p> <p>2 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。</p> <p>3 申請者による銀行の業務の開始が、当該銀行の業務が営まれる地域における資金の需給状況、銀行その他の金融機関の営業状況その他経済金融の状況に照らして、金融秩序を乱すおそれがない等適当なものであること。</p> <p>③ 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の発行済株式の総数に大蔵</p>	<p>(1) 信託業法</p> <p>第1条【営業の免許】①信託業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス</p> <p>②前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ定款並業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ</p>

資料 2 (つづき)

省令で定める率を乗じて得た数を超える株式を適法に保有しているときは、大蔵大臣は、前項各号に掲げる基準のほか、当該外国銀行等の主たる営業所が所在する国において、銀行に対し、この法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われると認められるかどうかの審査をしなければならない。ただし、当該審査が国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

- ④ 大蔵大臣は、前2項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- ⑤ 第3項の「銀行等」とは、銀行、相互銀行、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行及び外国為替銀行法（昭和29年法律第67号）に規定する外国為替銀行をいう。

兼 営 法

**第1条【兼営の認可】**①銀行法ニ依り免許ヲ受ケタル銀行及長期信用銀行法ニ依り免許ヲ受ケタル長期信用銀行（以下普通銀行ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法ニ依り信託会社ノ営ム業務（以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得

②普通銀行前項ノ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

資料 2 (つづき)

<p>(2) 銀行法</p> <p>(資本の額)</p> <p>第5条① 銀行は、資本の額が政令で定める額以上の株式会社でなければならない。</p> <p>② 前項の政令で定める額は、10億円を下回ってはならない。</p> <p>③ 銀行は、その資本の額を減少しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(3) 銀行法</p> <p>(業務報告書等)</p> <p>第19条① 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。</p> <p>② 中間業務報告書及び業務報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。</p> <p>兼営法施行規則</p> <p>(業務報告書等)</p> <p>第11条 信託業務を営む普通銀行は、銀行法第19条第1項(長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第17条前段において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による中間業務報告書に信託業務の状況について、別紙様式第1号により併せ記載しなければならない。</p> <p>2 信託業務を営む普通銀行は、銀行法第19条第1項の規定による業務報告書に信託業務の状況について、別紙様式第2号により併せ記載しなければならない。</p>	<p>(2) 信託業法</p> <p>第2条【営業主体の制限】 信託業ハ資本ノ額100万円以上ノ株式会社ニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス</p> <p>(3) 信託業法</p> <p>第13条【営業報告書提出等の業務】 ①信託会社ハ每半年業務報告書ヲ作り之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ</p> <p>②貸借対照表ハ每半年新聞紙ニ依リテ之ヲ公告スヘシ</p>
--	---

資料 2 (つづき)

<p>(4) 銀行法</p> <p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第24条① 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行(代理店を含む。)に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>② 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の子会社(商法第211条ノ2第1項(子会社による親会社の株式の取得の制限)に規定する子会社(同条第3項の規定により子会社とみなされるものを含む。)のうち、大蔵省令で定める会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>③ 銀行の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第25条① 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に銀行(代理店を含む。)の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>② 大蔵大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に銀行の子会社の</p>	<p>(4) 信託業法</p> <p>第17条【主務大臣の監督権】主務大臣ハ何時ニテモ信託会社ヲシテ其ノ業務ノ報告ヲ為サシメ又ハ業務及財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得</p>
---	---

集団信託における受益者保護の制度について

資料 2 (つづき)

<p>施設に立ち入らせ、銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>③ 前2項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>④ 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>⑤ 前条第3項の規定は、第2項の規定による銀行の子会社に対する質問及び検査について準用する。</p> <p>(5) 銀行法</p> <p>(業務の停止等)</p> <p>第26条 大蔵大臣は、銀行の業務又は財産の状況に照らして必要があると認めるときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止又は財産の供託を命じ、その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>兼 営 法</p> <p>第5条【業務の変更】①普通銀行が信託業務ヲ営ム場合ニ於テ当該業務ノ種類又ハ方法ヲ変更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ</p> <p>②主務大臣必要アリト認ムルトキハ信託業務ヲ営ム普通銀行ニ対シ当該業務ノ種類若ハ方法ヲ制限シ又ハ其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得</p> <p>(6) 銀行法</p> <p>(免許の取消し等)</p> <p>第27条 大蔵大臣は、銀行が法令、定款若</p>	<p>(5) 信託業法</p> <p>第18条【同前】主務大臣ハ信託会社ノ業務又ハ財産ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ業務ノ種類若ハ方法ノ変更又ハ業務ノ停止ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ為スコトヲ得</p> <p>(6) 信託業法</p> <p>第19条【法令違反・公益侵害等に対する処分】信託会社カ法令、定款若ハ主務大臣</p>
---	--

資料 2 (つづき)

<p>しくは法令に基づく大蔵大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役若しくは監査役の解任を命じ、又は第4条第1項の免許を取り消すことができる。</p> <p>第28条 大蔵大臣は、前2条の規定により、銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その整理の状況に照らして必要があると認めるときは、第4条第1項の免許を取り消すことができる。</p> <p>(7) 銀行法</p> <p>第62条 第4条第4項の規定により付した条件に違反した者又は第26条若しくは第27条の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第63条 次の各号の1に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>1 第19条の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者</p> <p>2 第24条第1項(第43条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第24条第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>3 第25条第1項(第43条第3項及び第46条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第25条第2項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれら</p>	<p>ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ営業ノ免許ヲ取消スコトヲ得</p> <p>(7) 信託業法</p> <p>第22条【役員の職務違反に対する過料】左ノ場合ニ於テハ信託会社ノ取締役、監査役又ハ清算人ヲ1万円以下ノ過料ニ処ス</p> <p>1 第4条、第5条第1項、第7条、第11条乃至第13条及第15条ノ規定ニ違反シタルトキ</p> <p>2 第9条ノ規定又ハ同条ニ基ク命令ニ違反シテ信託ニ付補填又ハ補足ノ契約ヲ為シタルトキ</p> <p>3 第10条ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ固有財産ト為シタルトキ</p> <p>4 第17条ノ規定ニ依ル報告ヲ為サス又ハ検査ヲ妨ケタルトキ</p> <p>5 本法ノ命令又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ違反シタルトキ</p> <p>6 信託会社カ信託法第28条ノ規定ニ依リテ為スヘキ信託財産ノ管理ヲ為ササルトキ</p> <p>7 信託会社カ信託法第39条ニ規定スル事務ノ処理若ハ計算ヲ為サス又ハ財産目録ヲ作ラサルトキ</p> <p>8 信託会社カ正当ノ理由ナクシテ信託法第40条ノ規定ニ依ル閲覧ノ請求ヲ拒</p>
---	--

資料 2 (つづき)

の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

ミ又ハ説明ヲ為ササルトキ

**第65条** 次の各号の1に該当する場合には、その行為をした銀行（銀行が第41条第1号から第3号までのいずれかに該当して第4条第1項の大蔵大臣の免許が効力を失った場合における当該銀行であった会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人は、100万円以下の過料に処する。

- 1 第5条第3項、第6条第3項、第8条若しくは第9条第1項の規定による大蔵大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき又は同条第2項において準用する同条第1項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同条第2項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなった後において、当該外国の会社の株式若しくは持分を同項に規定する数若しくは額を超えて保有したとき。
- 2 第7条の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。
- 3 第12条の規定に違反して他の業務を営んだとき。
- 4 第16条、第34条第1項、第36条第1項、第38条、第49条、第52条第1項若しくは第3項若しくは第53条の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。
- 5 第18条の規定に違反して利益準備金を積み立てなかったとき。
- 6 第20条の規定による公告をせず、又

資料 2 (つづき)

<p>は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして公告をしたとき。</p> <p>7 第26条の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）又は第29条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>兼 営 法</p> <p><b>第10条【罰則】</b> 左ノ場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム普通銀行ノ役員又ハ清算人ヲ 100万円以下ノ過料ニ処ス</p> <p>1 第4条ニ於テ準用スル信託業法第7条ノ規定ニ違反シタルトキ</p> <p>2 第4条ニ於テ準用スル信託業法第9条ノ規定又ハ同法同条ニ基ク命令ニ違反シテ信託ニ付補填又ハ補足ノ契約ヲ為シタルトキ</p> <p>3 第4条ニ於テ準用スル信託業法第10条ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ固有財産ト為シタルトキ</p> <p>4 第5条第1項ノ規定ニ違反シタルトキ</p> <p>5 第5条第2項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ</p> <p>6 信託法第28条ノ規定ニ依リテ為スベキ信託財産ノ管理ヲ為サザルトキ</p> <p>7 信託法第39条ニ規定スル事務ノ処理若ハ計算ヲ為サズ又ハ財産目録ヲ作成セザルトキ</p> <p>8 正当ノ理由ナクシテ信託法第40条ノ規定ニ依ル閲覧ヲ拒ミ又ハ説明ヲ為サザルトキ</p>	
---	--

集団信託における受益者保護の制度について

資料 3

受益者保護に関する特別法による主務大臣の監督

貸付信託	証券投資信託
<p>(貸付信託法 3～5 条)                      貸付信託約款に対する承認                      (同法 9 条)                      貸付信託受益証券発行の届出                      (「信託業務を営む銀行の業務報告書等                      について」昭和50年蔵銀第2956号)                      貸付信託受益証券発行計画書及び信託                      財産運用計画書の届出</p>	<p>(証券投資信託法 6—8 条, 20条の 4)                      委託会社の免許, 廃業, 解散について                      の認可                      (同法 9—10条)                      委託会社の営業の基本事項の認可                      (同法12—14条)                      証券投資信託約款の承認                      (同法15条)                      委託会社における信託契約解約の承認                      (同法18条)                      委託会社の他業兼営の承認, 営業報告                      書の提出                      (同法19条)                      委託会社による信託財産報告書の提出                      (同法21条)                      委託会社・受託会社に対する報告徴取                      ・検査                      (同法22条)                      委託会社に対する免許取消                      (同法23—23条の 2)                      委託会社・受託会社に対する監督上の                      処分</p>

## 受益者保護に関する公告制度

	主務大臣の監督	公告制度	受益者の異議権	異議権の行使期限
貸付信託の約款変更	貸付信託法5条 — 主務大臣の承認	貸付信託法6条	貸付信託法6条3項 — 買取請求	貸付信託法6条1項 — 1か月以上
合同運用金銭信託の約款変更	兼営法5条ノ3 兼営法施行規則9条 — 主務大臣の認可	兼営法5条ノ3 兼営法施行規則10条	兼営法施行規則9条3号 — 主務大臣への異議権 行使方法の提出 (解約請求)	兼営法施行規則9条3号 — 主務大臣への異議権 行使期間の提出
証券投資信託の約款変更	証券投資信託法14条 — 主務大臣の承認	証券投資信託法24条1項	(買取・解約請求)	
貸付信託の収益分配の割合	銀行法24条・25条 — 主務大臣の報告又は 資料の提出請求・立 入検査	貸付信託約款17条2項	(買取請求)	
証券投資信託の信託財産に関する報告書・総計算書	証券投資信託法19条 — 主務大臣の承認	証券投資信託法24条2項	(買取・解約請求)	
証券投資信託の信託契約の解約・業務の引継	証券投資信託法15条 — 主務大臣の承認 証券投資信託法23条1項 1号ロ — 主務大臣の命令	証券投資信託法26条3項	(買取・解約請求)	

	主務大臣の監督	公告制度	受益者の異議権	異議権の行使期限
証券投資委託会社の 営業譲渡	証券投資信託法20条の4 の2項 — 主務大臣の認可	証券投資信託約款例46条	証券投資信託約款例46条 — 解約請求	証券投資信託約款例46条 — 1か月以上
信託銀行の合併承認 に対する催告	兼営法6条 — 金銭信託の受益者に 対する催告免除	商法100条1項 商法416条1項	{ 商法100条2項3項 — 弁済・担保提供・ 信託 兼営法7条2項 信託業法16条2項 信託法42条 — 受託会社合併後の信 託財産の管理 信託法49条1項3項 — 新受託者の選任請求 (買取・解約請求)	商法100条1項 — 1か月以上

集団信託における受益者保護の制度について

## 団体性のある信託（準集団信託）の契約一覧

	適格年金信託	財形給付金信託	社内預金引当信託	従業員持株信託
根拠法令	法人税法84条3項 法人税法施行令 159 条	勤労者財産形成促進法 6 条の 2	賃金確保等に関する法律 3 条 賃金確保等に関する法律施 行規則 2 条「社内預金制度 の運用について」（昭和52 年 1 月 7 日基発第 4 号）	
信託目的	（年金信託契約例前文） 「受益者に年金を支給 するため必要な拠出金 を受託者に信託するこ とを約し、かつ、この 信託金の管理、運用お よび給付を目的」とす る。	（財形給付金信託契約 例前文） 「受益者の財産形成に 寄与するために拠出金 を受託者に信託するこ とを約し、かつ、この 信託金の管理、運用お よび支払を目的」とす る。	（社内預金引当信託契約 例前文） 「賃金確保等に関する法律 3 条に規定する保全措置と して、一定の事由が生じた 場合における信託財産によ る弁済並びにこのためにす る信託財産の管理及び処分 を目的」とする。	（従業員持株信託契約例 1 条） 「前記要項に記載の金銭 は、—— 株式会社の株 式の取得および管理を目 的」とする。
委託者	企業（単独）	企業（単独）	企業（単独）	企業の従業員（多数）一 持株会加入
受益者	企業の従業員等（多数）	企業の従業員（多数）	（元本）企業の従業員（多数） （収益）企業（単独）	同上
自益・他益	他益	他益	（元本）他益 （収益）自益	自益

	適格年金信託	財形給付金信託	社内預金引当信託	従業員持株信託
受益者の有償・無償	無償（原則として）	無 償	無償（但し，社内預金拠出金あり）	有 償
受益権の統一行使・監督	信託管理人	信託管理人	信託管理人	代理人
信託管理人等の選任（企業と従業員との合意）	—————	財形給付金信託規程例23条2項 「信託管理人は，□□□の職にあるものとする」	貯蓄金管理協定における「預金の保全の方法」記載例 「②前項の信託契約において，信託管理人は，甲乙協議の上これを選任し，甲はその信託管理人の氏名を受託銀行に届け出るものとする」	従業員持株会規約15条 「会員は理事長を代理人と」する。
信託管理人等の選任（委託者と受託者の信託契約）	契約例4条1項 「この信託の信託管理人は，□□□とします」	契約例4条2項 「委託者は信託管理人を受託者に届け出るものとします」	契約例7条1項 「信託管理人は，□□□とします」	契約例20条 「持株会理事長の職にある者を代理人とする」
信託管理人等の更迭	契約例4条2項 「委託者から信託管理人の変更の請求があったときは，受託者はこれに応ずることがあります」	契約例21条 「つぎの場合は，委託者または信託管理人は，直ちに受託者に通知のうえ，所定の手続をとるものとします ニ、……信託管理人の変更……」	契約例7条2項 「信託管理人に変更があった場合は，新旧両信託管理人及び委託者が署名押印した書面で受託者に通知するものとします」	契約例22条 「……4号の場合には新たな持株会理事長たる代理人は直ちに受託者にご通知のうえ所定のお手続をおとりください。 四、持株会理事長の更迭があったとき……」

資料 5 (つづき)

	適格年金信託	財形給付金信託	社内預金引当信託	従業員持株信託
信託管理人等の契約書への調印	調印せず。 委託者からの選任届	調印せず。 委託者からの選任届	調印する。	調印する。
信託管理人等の契約書の保管	契約例26条 保管せず	契約例24条 保管せず	契約例34条 保管する	契約例24条 保管する
信託管理人等の権限	信託契約に規定  (1)収益計算の承認 (2)信託財産の報告書, 年金財政の報告書の 受理 (3)解除の同意 (4)受託者辞任のとき における事務引継の立 ち会い	信託契約に規定 信託規程にも規定 (1)収益計算の承認 (2)解除の同意 (3)受託者辞任のとき における事務引継の立 ち会い	信託契約に規定  (1)元本受益権の一括行使 (元本受益権の個別行使 を認めず) (2)元本受益者に対する行為 の一括受領 (3)一部解約の承認 (4)受託者辞任のときにお ける事務引継の立ち会い (5)最終計算の承認	信託契約に規定 持株会規約にも規定 (1)信託契約の締結 (2)信託金の追加, 増資新 株式の引受け又は応募 の指示 (3)信託期間満了に際して の信託契約終了の意思 表示 (4)一部又は全部解約の申 し出 (5)最終計算の承認 (6)信託財産の受領 (7)受託者との折衝及び受 託者からの報告受理